

都城市病児・病後児保育事業実施事業者公募要項

1 公募の趣旨

本事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育することにより、保護者が安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

近年、核家族化や女性の社会進出、令和5年10月から開始した病児・病後児保育の利用料無償化等の影響により利用希望者が増加しており、感染症の流行期など提供体制が不足している。

そこで、市民サービスの向上、効率的な提供体制の確保、民間資源の有効活用を目的とし、以下のとおり、病児・病後児保育事業の設置・運営を行う事業者を募集する。

2 公募の概要

(1) 事業内容

児童福祉法、病児保育事業実施要綱（以下、「国実施要綱」という。）、都城市病児・病後児保育事業実施要綱、その他関係法令の基準を満たす事業であることとし、事業の類型は病児対応型とする。

(2) 公募対象地域・件数

都城市内に1施設

(3) 事業開始時期

令和8月4月以降に事業を開始することとするが、具体的な開始時期については、事業者の提案内容を踏まえて調整する。

(4) 今後のスケジュール（予定）

募集要項公表	令和7年8月29日（金）
応募書類提出期間	令和7年8月29日（金）から令和7年9月18日（木）まで
プレゼンテーション等による選考委員会	令和7年9月下旬
優先交渉者の内示	令和7年9月下旬

3 施設要件

- (1) 実施施設の利用定員については原則3名以上とし、事業者からの提案を受け、本市と協議のうえ決定する。
- (2) 事業実施に必要な物件（用地、建物等）は事業者において準備すること。
- (3) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (4) 調理室を有すること。なお、病院、保育所等に付設された専用スペースにて事業を実施する場合は病児・病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、併設する施設等の調理室と兼用しても差し支えない。
- (5) 保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は事業者において準備すること。

- (6) 病児、病後児の養育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。
- (7) 保育室の面積は利用定員1人あたり1.98㎡以上とし、1室あたり8.0㎡を下回らないこと。また、乳児室やほふく室を設置する場合は利用定員1人あたり3.3㎡以上とすること。なお、面積は内法有効面積とする。
- (8) 建物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- (9) 既存物件を活用する場合は、次の①②③を満たすこと。
 - ① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
 - ② 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
 - ③ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響（建築基準法や国庫補助金の返納）等を調査し、対応策を検討すること。

4 実施要件

(1) 開設日及び開設時間

- ① 開設日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）、1月2日、1月3日、8月13日から8月15日まで及び12月29日から12月31日までを除く平日及び土曜日
- ② 開設時間：平日は午前9時から午後6時まで、土曜日は午前9時から正午まで
※上記を基本とするが、開設日及び開設時間などを変更する提案も受け付ける。

(2) 対象児童

傷病の回復期に至らない、かつ、当面の症状の急変が認められない場合であり、保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難な児童で市内に居住する生後6か月から小学校6年生までの児童とする。

(3) 実施場所

本事業の実施場所は、病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～イの基準を満たすこと。

- ア 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- イ 事業の実施場所が、商業施設、その他学校や保育施設等と併設し、同一施設内で複合的に事業が実施される場合については、感染症等の拡大防止のため、施設内で職員等の往来が出来ないよう、実施場所と他の施設とが壁等で区分けされ、入り口が別になっていること。

(4) 職員の配置

受注者は、本事業を実施するにあたり、病児・病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、

保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置しなければならない。

当該保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

① 利用児童がいる時間帯の場合

ア～エの要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

イ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

② 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(5) 利用者負担金（利用料等）

事業者は、病児保育事業を利用した児童の保護者から、児童一人につき1回の利用に対し利用料を徴収し、運営費に充てるものとする。

ただし、都城市病児・病後児保育利用促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、利用料の補助を受ける場合には、この限りでない。また、利用料とは別に、昼食代、おやつ代その他のサービス利用料に含まれない費用は、利用者から実費負担として徴収することができる。

(6) 医療機関との連携

日常の医療面での指導助言や、容態が変化した場合の診察を行う指導医（小児科専門医又は小児科標榜医療機関の医師が望ましい）を確保すること。

(7) その他の病児・病後児保育に関する詳細は、「病児・病後児保育の実施について」を確認すること。

5 補助金

選定された事業者には、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和7年4月3日付けこ成事第169号）及び都城市病児・病後児保育事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。以下、令和7年度の補助金交付基準額を参考として掲載する。

《参考資料》令和 7 年度病児保育事業交付基準額の主なもの

区分		R6 交付基準（千円）	備考
1	基本分	1 か所当たり年額	8,808
		改善分（1 か所当たり年額）	2,538
2	加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算（1 か所当たり年額）	50 人以上 100 人未満
			100 人以上 150 人未満
			150 人以上 200 人未満
			200 人以上 300 人未満
			300 人以上 400 人未満
			400 人以上 500 人未満

なお、補助金の金額は、毎年度の予算編成を通じて決定されるため、上記の金額の交付を保証するものではない。

6 施設整備の取扱い

（1）補助の対象となる整備内容

自己所有物件として新築もしくは自己所有物件を改築すること。

国の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用しての補助となるため、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請を行い、交付決定されることが条件となる。また、補助額の上限及び補助対象経費は、子ども・子育て支援施設整備交付金と同様となる。

子ども・子育て支援施設整備交付金の上限額は 48,253 千円（本体工事費 45,955 千円、設計料 2,298 千円） となり、負担割合は補助対象経費に対して国 3/10、県 3/10、市 3/10、設置者 1/10 の見込み。ただし、上限額を超える費用は事業者負担となる。

なお、当該上限額及び負担割合は 2025 年度の交付要綱及び令和 7 年度都城市当初予算に基づくものであり、施設整備を 2026 年度に行う場合（2025 年度と 2026 年度の 2 か年度にかけて施設整備を行う場合を含む）は、上限額等が変更となる可能性がある。

なお、申請のスケジュールは下記のとおり。

① 2025 年度に交付申請を行い、2025 年度中に整備を完了する場合

2025 年 10 月上旬	交付申請締切
2025 年 12 月上旬	交付金交付の内示
交付金内示後	整備工事着手
交付申請時の整備期限まで ※遅くとも 2025 年 3 月中旬まで	整備工事完了、工事完了検査

② 2025 年度・2026 年度両年度に交付申請を行い、2026 年度中に整備を完了する場合

2025 年 10 月上旬	交付申請締切（2025 年度工事分）
2025 年 12 月上旬	交付金交付の内示（2025 年度工事分）
交付金内示後	整備工事着手
2026 年 2 月中旬から下旬	交付申請締切（2026 年度工事分）
2026 年 3 月中旬	2025 年度交付申請分の工事完了、工事出来高検査
2026 年 4 月中旬	交付金交付の内示（2026 年度工事分）
交付申請時の整備期限まで	整備工事完了、工事完了検査

<注意！>

2025 年度中に整備に着手する場合は、2025 年度中の交付決定が必要となり、2025 年度中の国への交付申請については、申請の締切が 2025 年10月上旬(予定)となっています。

そのため、2025 年度中に整備に着手を希望する場合は、2025 年度中の交付申請が可能か、必ずご確認ください。

③ 2026 年度に交付申請を行い、2026 年度中に整備を完了する場合は別途協議をする。

※工事業者の選定は、都城市建設工事等競争入札の執行に関する要綱(平成 18 年告示第 27 号)及び都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱(平成 23 年 12 月 22 日告示第 311 号)に定める一般競争入札(制限付き)の方法に準じて実施すること。また、補助金の交付決定を受けて実施した整備事業については公共工事に準じた工事完了検査を実施する。工事内容の適正及び関係書類の整理には万全を期すこと。

(2) その他

- ① 整備期限について、市が補助事業の完了検査を実施するため、開園日のおよそ3週間前までに引き渡しを受けること。
- ② 建築・消防関係の法令に適合する施設となるよう、設置者の責任において十分に確認を行うこと。また、建築確認や開発協議等、必要な手続きを事前に確認したうえで整備計画を作成すること。

7 応募要件

都城市内に住所を有する法人で、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、(3)の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 病院又は診療所等に付設された専用スペースで事業を実施する場合は、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 2 条の免許を有する小児科医の在籍する病院(医療法(昭和 23 年法律第 2015 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。)又は診療所(医療法(昭和 23 年法律第 2015 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。)を経営していること。
- (2) (1) 以外の専用施設で事業を実施する場合は、あらかじめ指定した市内の医療機関又は診療所及び医師と連携し、児童の健康管理等ができること。
- (3) ① 市内の病院又は診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設を設置することができること。
 - ② 病児・病後児保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
 - ③ 児童福祉法、国実施要綱、都城市病児・病後児保育事業実施要綱、その他の関係法令を遵守し、法人自らが病児・病後児保育事業を運営すること。

- ④ 関係法令について、新たな法の制定又は改正等が行われた場合は、新たな法に準ずること。
- ⑤ 応募法人及びその代表者が、法人税、法人事業税、法人都道府県民税、市民税、国民健康保険料、資産税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ⑥ 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
 - イ 民事再生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続開始の申立てをしたものの。
 - ウ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による一般競争入札の参加者の資格を有しないもの。
- ⑦ 事業に積極的に取り組み、事業の質及びサービスを維持、向上できる法人であること。
- ⑧ 児童福祉の理念、公共性及び公益性を持ち、児童福祉行政をよく理解し、本市の児童福祉行政に積極的に協力する法人であること。

8 選考方法

- (1) 都城市病児・病後児保育事業受託者選考委員会において選考する。
選考委員：こども部長、こども部こども政策課長、こども部保育課長、こども政策課子育て支援担当職員
- (2) 選考委員会による選考日程や詳細な方法等については後日通知する。
- (3) 審査方法は、書類審査又は選考委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングとする。
- (4) プレゼンテーションは、選考委員に対し、病児・病後児保育事業の運営方針や計画等について、応募法人の代表者（担当理事又は事業責任者でも可）が説明を行うもので、説明者は 2 人以内とする。日程や詳細な方法等については、後日通知する。
- (5) ヒアリングは、提出された応募書類及びプレゼンテーションの内容に対して、質疑を行うものである。感染症対策の観点から、審査会に代わり、書類審査とする場合がある。
- (6) 応募書類について、情報公開請求が行われた場合は、都城市情報公開条例（平成 18 年条例第 28 号）に基づき公開する。ただし、事業候補者及び優先交渉者が決定するまでは、非公開とする。
- (7) 募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、又は補助事業者として相応しくない事項がある場

合には失格となる場合がある。また、これらが選定後に判った場合は選定を取り消す場合がある。

- (8) 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を実施するが、審査の内容によっては、事業者を選定しない場合がある。
- (9) 他の応募事業者に関する問い合わせには一切応じない。
- (10) 審査結果については一切の異議申し立てに応じない。

9 選考基準

下記の審査項目に従い、各選考委員が評点した点数を合計したものの平均が 60 点以上の法人を事業候補者とする。さらに、合計点数による順位付けを行い、最も高い点数を得た事業候補者を優先交渉者とする。

《審査項目の概要》

審査項目	内容
1 法人の資質・能力	病児・病後児保育事業の理解度、子育て支援事業に関する基本理念や方針
2 実施体制	利用者の受け入れ体制、医療機関との連携、今後の職員（看護師、保育士）の確保方法、職員の育成（研修等）
3 児童の健康管理・危機管理	感染症対策等の衛生管理、食事の提供方法、利用者の容態急変時の対応、防災・危機管理の取り組み
4 実施施設・開設スケジュール	開設までのスケジュール管理、整備内容や整備規模、施設の立地、開設時期
5 経営状況	施設整備、運営に対する資金計画や経営基盤、財政能力

10 留意事項

- (1) 事業候補者及び優先交渉者の選考後に、次のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消すことがある。この場合、市は費用等の弁償には一切応じない。
 - ① 応募要件を満たさなくなった場合
 - ② 申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合
 - ③ 申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選考結果に影響を与えるものと判断できる場合
- (2) 令和 8 月 4 月以降に事業を開始することとするが、具体的な開始時期については事業者の提案内容を踏まえて調整する。よって、開始時期の変更等に起因した追加費用等は、市は一切弁償しない。
- (3) 事業候補者及び優先交渉者は、辞退する場合においては、辞退届（様式任意）を市に提出すること。
- (4) 優先交渉者の取消し又は辞退となった場合において、複数の事業候補者がいた場合、選考基準により次点となっていた事業候補者を繰り上げて優先交渉者とする事が

できる。

1 1 応募方法

- (1) 提出期限 令和7年9月18日(木)17時
- (2) 提出方法 直接持参のみ(提出時に申請内容・添付書類を確認します。)
- (3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部。様式は市ホームページからダウンロード。)
- (4) 注意事項
 - ① サイズはA4版とし、始めに提出物一覧表(チェックしたもの)を付すこと。
 - ② 申込書類を書類ごとにPDFに変換して収録したCD-Rを提出すること(データの名称は提出物一覧表及び提出物チェック表の書類名称を用いること。)
 - ③ 書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること。
 - ④ 応募に必要な経費は、応募者負担とする。また、提案書は原則として返却しない。

1 2 応募先・連絡先

都城市 こども部こども政策課 子育て支援担当 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 TEL 0986-23-2684 FAX 0986-23-2620 メール kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp
--